

入 試 年度	2026 年度	入試時期	Ⅱ期入学試験	実施日	2026 年 2 月 24 日
課程	博士前期課程	研究科	文学研究科	専攻・ コース	史学専攻日本史学 専修
入 試 方式	一般入学試験		試験科目	専門科目	
「解答」または「解答例」及び「出題の意図」					
【解答】 or 【解答例（採点時の観点）】					
大問〔Ⅰ〕					
日本史上の古代から近現代にいたる税制についてそれぞれの時代的特徴をふまえながら通史的に記述する小論文問題です。採点時の観点としては、古代から近現代に至るまでの税制の特徴について土地制度や経済のあり方などをふまえながら特定の時代に偏らずに簡潔に記されているか、自分が研究する時代の前後の時期にも十分な目配りできているかに焦点を当てて採点します。					
大問〔Ⅱ〕					
古代から現代に至る史料を読解し、設問に答える記述問題で、5 題から自分が専攻する時代を含めて 2 題を選択します。各設問の解答例は以下の通りです。					
（１） 古代					
問一					
これによりてふだいのひとをにんずるをうざれ（えじ） 父祖より代々仕えまつてきている人					
問二（例）					
終身官である郡司は一郡内で同姓を任じることが禁じられており、他氏族に人材がない場合にのみ少領以上に任じることが許されていた。ただし神郡の国造と陸奥の蝦夷に近接する郡や多櫛嶋については先例通り任用可能であった。					
神郡内は国造一族の割合が高く、蝦夷に近接するあるいは多櫛嶋など辺境の地は他に有力な氏族も少ないという物理的な理由のため。					
（２） 中世					
問一					
① でんか 摂政・関白の尊称					
② しんりょ 神の思し召し					
問二					
この日に、鹿島社の神主をめぐる則光と則幹との争いをト占で決することとなり、陰陽頭の賀茂在清と陰陽助の安倍助安・維弘が則光と則幹の文書にそれぞれ一と二を付し、二を適任者とする占文を添えて殿下（鷹司兼平）の御所に提出して、殿下がそれらを確認し					

たところ、二の適任者となったのは則光のほうであった。

問三

かしま・かとりりょうかんぬしぶにんのまんどころおんくだしぶみあんもん、ごらんをへるところなり、そういなきのよしとおおせくださる、すなわちまんどころにげちしおわんぬ。

問四

鹿島社と香取社それぞれの神主を任命する摂関家政所下文の下書きを殿下（鷹司兼平）に見てもらい、その内容でよいとする殿下の意向を（日記の記主である勘解由小路兼仲が）政所に指示した。

（３）近世

近世史料の音読に関する問題を出題した。また史料独特の漢字表記の基礎知識を問うた。史料の大意や史料が発せられた当時の社会状況を問う問題では、当時の政権担当者が風紀を刷新しようとする取り組みを解答するものである。

（４）近代

問一 禁門の変における薩長の直接交戦について史料から導き出す意図の作題。

問二 史料中の「人心動揺」の経緯説明⇒「通商条約を天皇の許可を得ないまま調印し、物価高騰など国内混乱をもたらした」。

問三 候文の読み下し 乍恐朝廷御威徳も御衰頽ニ可及ト相考⇒おおそれながらちょうていごいとくもごすいたいにおよぶべきとあいかんがえ」

問四 当時の薩摩藩の政治的立場の説明⇒「幕府の長州再征に反発し、朝廷に対して運動を行うとともに長州との提携を図っていた」。

問五 上杉宗次郎（近藤長次郎）が果たした役割についての説明⇒薩長両藩は翌年に盟約を結び、薩摩藩は長州再征に加わらない一方、長州藩復権にむけて政治工作を展開した。

（５）現代

問一 1945（昭和20）年

問二 ア 梅津美治郎 イ 小磯國昭 ウ 溥儀

問三 一撃決戦論に基づき米軍に沖縄で打撃を与え、戦争の流れを変えようという認識。

問四 1945年に法制化された義勇兵役法に基づき、兵役に属さない15歳以上60歳までの男性、17歳以上40歳までの女性を軍隊の補助業務に就くように組織化したもの。

問五 中国の蒋介石政権と水面下で和平を模索したものだが、交渉相手が本当に中国側を代表しているのか否かが疑われ打ち切られた。

【出題の意図】

大問〔Ⅰ〕

税制は、国家統治あるいは地域における支配の土台にあたるものであり、歴史学研究に取り組む際に必ずその基本構造を押さえておく必要があります。また、制度の変遷を把握することで時代の変化を認識しているか、自分が主として研究する時代だけでなく、その前後の時代への目配りがされているか、研究者としての歴史認識の深さと広さを見極めるための問題となっています。

大問〔Ⅱ〕

(1) 古代

古代史料の基本である漢文の読解力を問いました。その上で地方官である郡司の基礎的な知識と、神郡や辺境地の理解とその対応を知識あるいは推測する能力があるかについても問いました。

(2) 中世

日本中世史の基本史料である古記録の読解力を問うとともに、中世社会に関する基本的な知識の定着度を確かめるところに焦点を当てています。

(3) 近世

史料を読解するという、文献史学の基本的な能力をはかる意図です。史料を読解するには、音読、近世日本に関する基本的な知識の習得が必須です。それらにそった出題です。

(4) 近代

慶応元年九月八日に長州藩主毛利敬親父子から島津久光・茂久に送られた書翰を通じ、禁門の変で対抗した両藩が、幕府の長州再征が準備されるなか、藩主家の和解を通じて同盟関係に発展する推移する過程の理解度を問うところに焦点を当てています。

(5) 現代

沖縄戦開始時の『昭和天皇実録』の記述を読み、政治史の基本的事項を確認するとともに当時の国家指導層の戦争認識に関しての知見の深さを判断する問題です。

合否判定の方法及び基準

入学試験は文学研究科のアドミッションポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッションポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。